

返金規定

葵コンサルティング株式会社

第1条（中止）

求人企業の都合でヘッドハンティング活動を中止する場合、当社は受領済み並びに請求中のコンサルティングフィーの返戻は無いものとする。

第2条（早期退職）

1. 求人企業の成功報酬支払後で、且つ求職者が求人企業の指定する業務開始後3ヶ月未満に当該業務に従事することを放棄した場合、または辞めた場合、当社は受領した成功報酬の30%を求人企業に返戻する。
2. 下記の場合、第1項の返戻金は対象外とする。
 - イ) 求職者が予め求人企業の指名した人材であった場合
 - ロ) 求職者が求人企業の指定する業務に従事することを放棄した理由、または辞めた理由が求職者の死亡・病気等の不測の事態であった場合
 - ハ) 求職者が求人企業の指定する業務に従事することを放棄した理由、または辞めた理由が求人企業の求職者に対する処遇及びその他の労働条件が業務開始前に予め求職者に提示した内容と著しく異なることに起因する場合